

令和4年4月22日公表

監査公表第3号（令和4年4月22日、県公報第293号登載）

包括外部監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

監査公表第3号

令和3年5月28日付けで公表した、包括外部監査人西秀雄が実施した「補助金等に
係る財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置
を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38
第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月22日

福岡県監査委員	藤山 泰三
同	世利 洋介
同	森 行一
同	大橋 克己

3行第4224号
令和4年3月29日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大橋克己様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和2年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

補助金等に係る財務事務の執行について

監査の結果及び意見	講じた措置等
〔総論〕 (1) 全体事項及び共通事項に関する監査の結果及び意見	
① 補助金等の網羅的な把握	
<p>令和元年度の補助金等リストの提供を求めたが、該当する資料が作成されていなかった。</p> <p>「財革プラン」では事務事業を見直すこととしているが、見直し対象の補助金の中に削減余地のあるもの(負担金の繰越金が過去5年度で増加傾向にあったもの)があり、全体把握に基づく補助金等の性格、財源等を踏まえた分析を行い、見直し対象とする分野を絞り込む等の戦略的な取組が必要。</p> <p>県は、補助金等の事務を全庁的に統括する役割を明確にし、補助金等の状況を網羅的に把握されたい。</p>	<p>財政課において補助金等の事務を統括し、事務事業の見直しや予算編成を通じ補助金等の状況の把握を行い、補助金等の性格等を踏まえた効果的な見直しに取り組んでいる。</p> <p>特に協議会等に対する負担金については、執行状況を確認するなど、協議会等に必要以上の繰越金が発生しないよう翌年度の交付額を決定する。</p> <p>今回の指摘を受け、財政課から、補助金等事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
② 補助金等の事務に係るリスク認識の醸成	
<p>補助金等の事務に係るリスク認識、及びその対応策の設計について、事務手続き上のリスクを統括的に認識した全庁的なリスク低減活動が必要。</p> <p>令和2年度からの内部統制制度の各所管部局の取組みの収集・分析を継続することにより、今後のリスク低減に向けた活動を強化されたい。</p>	<p>令和2年度からは、全庁で内部統制制度の運用を開始しており、各所属においては、全庁で生じた事務処理の不備の情報(リスク一覧)を参考に補助金事務のリスクを洗い出し、特に、当該事務の処理件数や金額が多い場合等には、リスク対応シートを作成し、リスク低減に努めている。</p> <p>また、監査等により事務処理の不備が発覚した場合は、その都度、内部統制室に報告させるとともに、補助金等の事務を含む改善策の例を福岡県内部統制マニュアルに掲載するなど、全庁的に情報共有を行うことにより、リスク低減に努めた。</p>
③ 補助金等交付要綱等が一般に公表されていない	
<p>インターネット上で確認できる要綱等は、今回の監査対象62件のうち5件。補助制度の有効性を高め、情報偏在による公平性を害することがないよう県ホームページ等を利用して公表することが必要。</p>	<p>補助金等交付要綱等について、県ホームページへの掲載や、市町村や関係団体を通じた周知を行った。</p>

〔各論〕 総務部

監査の結果及び意見		講じた措置等
税務課		
NO.54	ゴルフ場利用税交付金	
	<p>(意見) 回答事務の効率化について</p> <p>県から市町村に対する照会文書の回答は、各市町村の内部規定等に基づく方法により行われているため、回答は市町村長の印があるものとなないものが混在しているなど、回答方法がさまざまであった。 県は事務効率化の観点から、市町村に対し回答方法を一本化するよう働きかけてはどうか。</p>	<p>令和3年3月交付分より、照会文書に以下を記載した。</p> <p>○「回答方法:メール」 ○「公文書に係る公印は必要なし」 と記載し、県及び市町村の事務効率化を図っている。</p>
	<p>(意見) 面積調の記載について</p> <p>2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場は、市町村から面積調を入手し、面積で按分して交付金額を算定している。面積調は12月から2月までの各月の面積を記載するようになっている。2月7日を期限とする面積調で1月中に提出されているものがあつた。また福津市は11月の面積調は漏れが見られた。 面積調は照会文書ではあるが、交付金額の算定根拠となる数値が記載された文書なので、記載に漏れや誤謬がないか厳密なチェックに努められたい。</p>	<p>令和3年3月交付分より、前回交付した際の面積と突合し変更点や対象月の確認が行えるチェックシートを作成することで、チェック体制を強化した。 さらに、市町村からの回答を確認し、面積の確認が必要な月よりも回答日が早い場合は、確認が必要な月の初日以降に再度、提出するように指導を行うこととした。(面積確認月:3~7月 回答日:6月29日等の場合)</p>

〔各論〕 企画地域振興部

監査の結果及び意見		講じた措置等
調査統計課		
NO.1	2020年農林業センサス市町村交付金	
	<p>(指摘) 流用申請について</p> <p>市町村が交付金の流用を行う場合には、交付金取扱要綱に基づき県による事前の承認が必要になるが、流用申請がなされていない事案が2件あつた。要綱に沿った事務手続を行うよう指導を徹底されたい。</p>	<p>事前に流用申請がなされていなかった市町村に対しては、適正な事務処理を行うよう指導した。 また、全市町村に対しても、事務交付金を執行する際に流用申請の確認を徹底するよう周知を図つた。 今後は、市町村に対する経理指導において、重ねて周知し、県においても担当者以外の複数によるチェック体制と十分な審査時間が得られるスケジュール管理に努めるとともに、市町村が流用申請書の要否を可視化できるよう、令和4年1月に交付金収支報告書の基礎資料の様式改定を行った。</p>
	<p>②(意見) 事務交付金収支報告書の様式について</p> <p>市町村への交付額について執行残額が生じた場合には、県は市町村に対して返還を求めているが、現行の様式ではその額が明らかにならない。各市町村は、事務交付金収支報告書に添付する形で、別途資料を作成し金額を返還している。 事務処理ミスを低減させるため、執行残高が返還額として明確になるよう様式を改定することが望ましい。</p>	<p>令和3年3月に福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱を改正し、返納額が明確になるよう様式の改定を行った。</p>

国際局国際政策課	
NO.6	福岡県国際交流センター事業補助金
(意見)国際交流推進事業について	福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱において補助事業とされている「国際交流推進事業」は、県の行政改革の一環として、公社等外郭団体に県出資相当額について返戻させるとともに、当該返戻額の運用益相当額を団体の事業実施に必要な経費とあわせて交付金として交付されるもので補助事業とは性格を異にするものである。福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱は、補助対象とする事業とその経費、及び負担率を明確にすることができるよう、具体的な補助事業のみを記載することを検討されたい。
	補助対象の事業及び負担率が明確になるよう見直すとともに、基本財産の返戻に伴う運用補填分の取り扱いについても明記するなど、要綱について所要の改正を令和3年4月に行った。
広域地域振興課	
NO.7	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金
(意見)支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について	支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁は、システムに登録し、紙ベースで決裁を受ける。システムでは支出負担行為年月日を入力すると支出命令日(決済日)についても同日が表示されるため、システム上の決裁日と支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁日が異なる状況。県ではシステム上の決裁日と実際の決裁日が異なる場合、支出負担行為決議書兼支出命令書の負担行為日と支出命令日、実際の決裁日に手書きで修正する方法がとられているが、当負担金はなされていなかった。同支出負担行為決議書兼支出命令書は、各決裁権限者への紙ベースの書類回付と押印により決裁が実施されており、決裁手続自体に不備は検出されていない。一方で、財務会計システムに登録された決裁日は何ら意味を持たず修正されないため、決裁手続における書類間での不整合が残る運用となっている。決裁手続の漏れ等の不備を回避し、また将来における押印廃止等を見据えた効率的な事務が行えるよう、財務会計システムにおける決裁処理フローを見直すことを検討されたい。
	福岡県財務規則運用要綱90条関係について、課内にて周知徹底を行った。また、同様の業務について、内部統制制度「業務手順書」におけるリスク対応策を見直し、業務の改善及び標準化を行った。 【会計課の対応】 適正な支出事務の確保にあたっては、支出負担行為や支出命令のプロセスにおいて、起案や決裁等の日付がそれぞれ正確に管理されることが必要であるが、現行の財務会計システムにおいては、支出負担行為や支出命令に係る日付として登録ができるのは起案日のみとなっている。このため、現在は起案日と決裁日が異なる場合は、帳票に手書きで決裁日を記載する運用を行っているところであるが、今後、システム改修の検討を行うにあたっては、財務会計システムに起案日と決裁日をそれぞれ登録することができる仕様とすることも含め、日付の管理方法について検討を行うこととする。
空港対策局空港事業課	
NO.8	北九州空港利用促進協議会負担金
(意見)北九州空港利用促進協議会の繰越金について	北九州空港利用促進協議会の歳入歳出決算において、繰越金が過去5年度で増加傾向であった。繰越金は、翌年度以降の事業費財源として充当されることになるが、予算の年度繰越等の将来における具体的事業への財源充当に関する明確な規定はないため、当協議会の裁量で自由に使用できるプール財源としての性格を帯びることになる。県は、北九州空港利用促進協議会の事業実施状況について年度内に適宜モニタリングを行い、繰越金が生じる可能性がある場合には、事業実施に見合う金額への負担金の見直しを当団体に対し求められたい。
	協議会の事業実施状況のモニタリングを適宜行うとともに、このモニタリング結果を踏まえ、協議会に対して負担金(四半期ごとに分割)の請求にあたり所要(見込)額をその都度精査し、負担金の請求を行うよう求めた。これにより、負担金の請求額は事業実施に見合う額へと見直されている。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

監査の結果及び意見		講じた措置等
文化振興課		
NO.18	福岡県芸術・文化活動事業補助金	
	<p>(意見)補助金の内容と必要性の検討について</p> <p>当補助金において本来であれば、県が当補助金制度で実現を目指す「福岡県の芸術文化の振興」という目標に対する成果指標を設定する必要があるが、当補助金では、補助金交付先の一つである団体の年間の演奏活動の回数(100回)を目標としている。</p> <p>適切に成果指標を設定しなければ、県として当補助制度を適正に評価することができず、補助金を減額、廃止する際の根拠を有しないこととなり、補助金の固定化につながる可能性がある。令和元年度のみ開催された演奏大会への補助金を除き、他の5件については、平成27年度より同額の補助金が交付されていた。</p> <p>「福岡県芸術文化の振興」のための成果指標を設定し、その指標達成のために、どのような補助対象事業へ補助金を交付すべきか検討すべきである。そして、成果指標の達成について検証した結果、成果指標の達成への貢献度が充分ではない補助事業については、内容の変更、補助金の減額・廃止等を検討されたい。</p>	<p>福岡県文化振興計画(令和3年3月策定)において、「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」を目指し、その達成に向け、4つの施策(柱)を設定している。</p> <p>当該補助事業は、施策(柱)のうち「文化芸術の振興」を図るための事業であり、施策の方向性は、「芸術・芸能・生活文化等の振興」を目的としている。</p> <p>計画においては、「文化芸術の振興」を図るため実施する事業の「成果指標」を「自ら文化芸術活動を実践した県民の割合」としており、その割合を令和2年の21.5%から令和7年の30%に引き上げる目標を掲げている。</p> <p>以上のことから、当該補助事業の実施により、「自ら文化芸術活動を実践した県民の割合」を引き上げるためには、現在、各団体が実施する事業の参加者数等を増やすことが必要になる。</p> <p>そのため、各団体が実施する事業において、これまでの実績を基礎として、目標とする参加者数、公演数等を成果指標として設定することを検討している。補助金の減額・廃止等については、成果指標を設定後、経過をみて判断することとする。</p> <p>なお、現在の補助対象事業者については、最長で50年以上補助を実施している((一財)福岡ユネスコ協会)実績や県内政令市、九州各県で協力して補助を実施している現状を踏まえ、慎重に検討していきたい。</p>
スポーツ振興課		
NO.20	令和元年度ラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会負担金	
	<p>(意見)成果指標の設定について</p> <p>事業の成果を評価するために指標を設定する場合、その事業の目的や事業の内容に対応した具体的な指標を設定すべきである。</p> <p>例えば、ラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会負担金の場合、事業による大会成功の姿として、「県内にラグビーのすそ野が広がり、競技力が向上すること」という項目が挙げられている。また「九州さらにはアジア地域へラグビーを普及させること」という項目も挙げられている。そのための事業も行っているのであるから、その成果として、県や九州のラグビー競技人口なども成果指標として考えらえる。</p> <p>また、事業内容を見ると、ファンゾーンの運営に多額の費用がかかっているため、ファンゾーンの来場者も成果指標として考えられる(ファンゾーンの来場者は把握されており、想定よりも多くの来場があった)。</p>	<p>今後の事業実施にあたっては、事業の目的等を踏まえより具体的な成果指標を設けることとする。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>

[各論] 保健医療介護部

監査の結果及び意見		講じた措置等
保健医療介護総務課		
NO.39	福岡県病院事業会計負担金	
	<p>(意見) 行政手続の効率化について</p> <p>令和元年度の福岡県病院事業会計負担金は557,566千円であるが、この負担金を2分の1ずつ、4月と10月の2回に分けて、申請書の提出⇒交付決定⇒支出負担行為決議⇒支出命令⇒支出という手続が行われている。内容を確認するに2回に分ける必要性は低いと思われる。</p> <p>事務の効率化のため、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議などを年1回にまとめることができないか検討すること。</p>	<p>事務効率化のため、令和3年度の手続から、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議を年1回にまとめることとした。</p>
医療指導課		
NO.40	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	
	<p>(意見) 成果指標の目標値について</p> <p>補助金の成果として救命率の向上及び後遺症の軽減としているが、そのための成果指標を設定していない。成果指標は可能な限り定量に設定・評価することが望ましい。直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定することを検討していく必要がある。</p>	<p>事業主体(ドクターヘリ基地病院)である久留米大学病院高度救命救急センターの医師との意見交換を行っており、今後の成果指標の在り方について、引き続き、検討を行っていく。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
NO.41	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	
	<p>(意見) 定量的な成果指標の設定について</p> <p>令和元年度の成果指標は目標値を達成しているものの、地域によって目標新規登録患者数や当該年度における登録率に格差があり、事業計画と比較すると成果指標を達成していない地域が存在する。県内一括で設定している成果指標を地域ごとに細分化して設定するよう検討するべき。</p>	<p>令和3年度事業計画において、システムの利用を検討する地域に対して、重点的な働きかけを行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の関係者と十分な協議が出来ていない。</p> <p>成果指標等の在り方については、県医師会とも協議しながら、引き続き、検討を行っていく。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
NO.42	看護師等養成所運営費補助金	
	<p>(意見) 県内就職促進加算の考え方について</p> <p>県内就職促進加算として予算額の範囲内で利用申し出があった学校に対して等分し、交付している。</p> <p>例えば目標としている県内医療機関就職率75%を達成した学校に重点的に加算の上、交付を行うなど、メリハリをつけた交付を行うことで補助金交付先の努力を反映するような加算を行うことを検討することが望ましい。</p> <p>現在未達成となっている成果指標の県内医療機関就職率75%以上の達成のために県内就職促進加算を活用することを検討されたい。</p>	<p>事業目的の達成のため、県内医療機関就職率75%以上の目標を達成した学校に重点的に加算ができるよう協議を行っている。</p>

高齢者地域包括ケア推進課		
NO.43	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	
	<p>(意見) 事業実施地域当たりの基準額について</p> <p>補助金交付要綱においては、事業実施地域あたり10,045千円を基準額としているが、事業実施地域を複数抱える北九州市への交付においては、北九州市医師会が、5地区をまとめて補助申請しており、補助金の精算にあたり、基準額5地区分で実績報告書を精査し、適正である旨を確認しているとしているが、補助金交付要綱には、事業実施地域を複数抱える事業者への補助に係る明確な規定がなく、その回答についての合理性が検証できない。</p> <p>現在の補助金交付要綱を北九州市や福岡市のように、複数の事業実施地域を抱える事業者に対する補助の取扱いについて、補助金交付要綱にて明確化するべきである。</p>	<p>令和3年4月に複数の事業実施地域を抱える事業者に対する補助金の取扱いを明確化するための補助金要綱改正を行った。</p>

〔各論〕 福祉労働部

監査の結果及び意見		講じた措置等
調整課		
NO.49	福岡県隣保館運営費等補助金	
	<p>(指摘) 実績報告書の記載誤りについて</p> <p>補助金の実績報告書において、隣保館運営に係る職員数や事業の実施回数などについての記載誤りが散見された。実績報告書の審査をより厳密に実施すべきであり、チェック項目を記載したチェックリストを作成し、審査に活用するなど、審査の有効性について検討されたい。また当該補助金の補助対象事業は多岐にわたり、その計算方法も複雑であり、添付する資料も大量となるため、記載ミスや提出漏れが発生するリスクが高い。</p> <p>資料の簡略化を検討するとともに、申請や実績報告のデータベース化等によって、資料の記載ミスや提出漏れを防ぐような仕組みの構築を検討されたい。</p>	<p>本事業実績報告書の審査にあたり、「提出書類や審査作業内容に漏れをなくす」、「確認すべき箇所を整理することで作業方法を明確にする」ことを目的にチェックリストを作成し、令和2年度の実績報告時から活用している。内容については適宜更新を図っていき、不備なく審査が行えるようにする。</p>
	<p>(意見) 効果検証のための指標の設定について</p> <p>当補助金の効果検証として、「隣保館人権課題把握調査を実施し、地域の生活実態や隣保館が取り組むべき課題を把握(平成27年度)」し、「人権問題に関する県民意識調査を5年毎に実施し、人権啓発で取り組むべき課題を把握」しているが、具体的な指標は設定されていないため、具体的な数値の面で平成27年度以降の隣保館の活動状況を把握することはできなかった。</p> <p>隣保館は様々な活動を行っており、その活動は市町村によって異なるが、基本的には相談活動や生活改善指導、講演会、講習会はいずれの隣保館でも実施している。相談回数や講演会の参加者などの指標の設定が考えられる。</p>	<p>年度当初の申請時に各隣保館の相談件数や各事業の参加者数等の予定値の設定を確認したうえで、実績報告の際に、予定値と実績値に大きく乖離がないか等を確認する。事業実績が低調な場合には、必要に応じて他の市町村の取組みを紹介するなどの助言を行うこととした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>

保護援護課		
NO.52	福岡県生活保護費県費負担金	
	<p>(意見) 個人情報の取扱いについて</p> <p>市は生活保護法第73条の規定に基づく保護対象者について、県費負担の新規適用及び適用除外のケースが生じた場合には、その都度、県に報告することとされている。県は平成31年3月に報告様式を改正し、個人名の記載欄を削除しているが、改正後も個人名入りの旧様式の報告書を提出している市があり、その場合には県で個人名を消すようにしていたところ、個人名を消していないものが一部残っており、混在する状態となっている。住所や電話番号は記載されていないが、個人情報の取り扱いの厳格化のためには、個人名が記載されないことが望ましい。今後は、個人名を記載しない、改正後の様式で報告するように市に指導を徹底されたい。</p>	<p>令和2年度の県費負担金の報告から個人名を記載しない改正後様式の使用を徹底するよう市に指導を行った。</p>
	<p>(意見) 交付要綱の記載について</p> <p>補助金等にとって審査は重要な手続であるため、他の補助金等の交付要綱と同様に、県費負担金の額の確定にあたり、実績報告書の内容を審査する旨を交付要綱に規定することが望ましい。</p> <p>例えば、他の補助金等の交付要綱では、額の確定についての条文中、「報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは」金額の確定を行うことを規定している事例がある。他の補助金等の交付要綱を参考にしつつ、当該負担金にとって適切な審査についての規定を定められたい。</p>	<p>県費負担金の交付要綱について、令和3年3月に実績報告書の内容を審査する旨の規定を定め、改正を行った。</p>

〔各論〕 環境部

監査の結果及び意見		講じた措置等
廃棄物対策課		
NO.17	福岡県浄化槽整備事業補助金	
	<p>(指摘) 歳入歳出決算書の適切な入手について</p> <p>複数の市町村で実績報告書の添付資料として実績報告書及び添付資料のいずれの数値にも一致しない予算書の抄本が添付されていた。</p> <p>実績報告書には予算の抄本ではなく、補助対象事業が報告書に記載のとおり実施されているかを確認することができる決算書の抄本を添付するように、指導を徹底されたい。</p>	<p>令和3年3月に市町村に指導を行った。</p> <p>今後、実績報告書の審査を行う際は、決算書の抄本の添付とその内容審査を徹底することとした。</p>
	<p>(意見) 申請書に添付される歳入歳出予算書について</p> <p>補助金交付申請書の添付書類に歳入歳出予算書(抄本)がある。これは申請された補助金を財源として事業が実施されることを確認するため、申請された補助金と補助対象事業の経費が予算として編成されているかを確認するために入手している。</p> <p>確認したところ、補助金申請金額と歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が一致しないケースが散見された。</p> <p>県は、歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と同額以上であれば問題ないものとして取り扱っているが、田川市、須恵町は補助金申請額よりも予算書(抄本)の県補助金歳入額が少なかった。</p> <p>県は、予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と一致するか確認し、一致しない場合には、その理由と補正予算で対応することを申請書類に記載しておくように、市町村に指導されたい。</p>	<p>令和4年度申請書提出依頼時に、歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額と補助金申請額を原則一致させるように市町村に指導を行うこととした。</p> <p>なお、申請書受領後に、上記が一致しない市町村がある場合は、県が事情を聴取し、その結果を申請書に添付することとした。</p>

	<p>(意見)入手する資料の個人名について</p> <p>実績報告書には、補助対象浄化槽設置者一覧表(設置者の氏名と設置場所)が添付されている。個人名を記載した一覧表を入手するのであれば、個人名を消して保管し、業務で使用するファイルとは別ファイルで保管するなど、個人情報の漏洩に繋がらない仕組みを構築されたい。</p>	<p>令和4年3月に要綱を改正し、実績報告書様式の設置者氏名欄を削除した。</p>
--	---	---

[各論] 商工部

監査の結果及び意見		講じた措置等
商工政策課		
NO.9	福岡県運輸事業振興助成交付金	
	<p>(意見)福岡県トラック協会の基金の活用について</p> <p>交付対象事業のうち、「特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。)」として、助成交付金の交付対象事業者が、助成交付金を財源として基金を設けることが認められている。この規定に基づいて、公益社団法人福岡県トラック協会では基金を設けている。当該基金の令和元年度の基金の処分12,868千円のうち、事業資金としての支出は5,408千円であり、前年度残高の0.14%が事業資金として使用され、99.86%が使用されず、翌年度以降に繰り越されていた。基金への繰り入れや基金の処分は公益社団法人の判断によるところであるが、その財源は福岡県運輸事業振興助成交付金であり、その目的のために毎年度使用されることが望ましい。</p>	<p>基金への繰り入れや処分はトラック協会の判断によるところであるが、本来の交付目的に沿った積極的な活用の促進について、今後協会と協議していく。</p>
中小企業振興課		
NO.10	福岡県組織化指導費補助金	
	<p>(意見)成果指標について</p> <p>福岡県中小企業団体中央会に対する補助金の成果指標として、新規組合設立件数と中央会会員組合数が挙げられているが、補助対象事業の活動と直接関連した成果指標が設定されていなかった。効果検証のための成果指標を追加することを検討されたい。</p>	<p>令和4年度から補助金の成果指標として、実施指導件数及び相談件数とすることとした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
	<p>(意見)実績報告の審査について</p> <p>補助事業の履行確認において、年度内の確認印がない事例が見受けられた。実績報告書の提出が4月以降になる場合には、年度内に履行確認を実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。</p>	<p>令和2年度の補助金については、令和3年3月31日に履行確認を行ったが、確認印を失念していた。今後も実績報告書の提出が4月以降になる場合は、年度内に履行確認を行う。</p>

NO.11	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	
	<p>(意見)人件費調書について</p> <p>当補助金の実績報告書の添付書類である人件費調書は氏名、年齢、俸給などが記載されている。実績報告書の確認に個人名は必要ないことから氏名欄を削除することについて検討されたい。氏名欄を残す場合であっても個人名は分からないように削除したうえで、調書は保管すべきである。</p>	<p>人件費調書については、令和3年度から様式の氏名欄を削除した。また、個人名を記載している場合は、個人名を削除したうえで保管することとした。</p>
	<p>(意見)効果検証のための指標の追加について</p> <p>小規模事業者にとって、継続的な記帳指導は重要な支援業務であること、記帳専任職員として39名の常勤職員を配置することは補助対象事業として重要であることから、その業務の実施結果は、補助金の効果検証の指標とすることが望ましい。</p> <p>企業の記帳については、財務会計のシステム化・自動化が普及しており、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要が、以前よりも減少していることが考えられる。</p> <p>記帳の指導・支援件数についても効果検証のための指標とし、目標値の設定と実績の把握を行うことで、補助金の効果検証のみではなく、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要についても把握し、記帳指導業務に対する補助金の在り方について検討されたい。</p>	<p>令和4年度から補助金の成果指標として、記帳指導件数を追加することとした。</p> <p>また、記帳指導にあたっては、事業者からの記帳に関する相談対応のほか、新規創業者に対し、記帳制度の基礎からシステムの活用まで、重点的な指導を行っているところである。</p> <p>記帳は事業実施の基礎となるものであり、アフターコロナにおいて、倒産や廃業の増加が懸念される中、創業者の確実な記帳は事業継続に必須のものであるため、今後も補助金による支援を行う必要がある。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
NO.12	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	
	<p>(意見)補助金交付先の制限について</p> <p>当補助金は県内の商工会と商工会議所及び商店街に交付されている。交付先には制限がないため、大都市中心部の商店街や大型ショッピングセンターのテナントにより構成される商店街にも当補助金は交付されている。</p> <p>県としては、補助金交付の必要性について再検討を行い、例えば、政令指定都市や中核市など、人口密集地に所在する商店会、商工会議所への当補助金の交付は廃止することについて検討されたい。</p>	<p>プレミアム付き地域商品券は、地域の実情に応じて事業内容(発行規模、プレミアム率等)が決定されている。県では市町村と連携してその発行支援を行っている。</p> <p>県財政は限られていることから、効果的・効率的な事業執行は当然求められる。</p> <p>支援の有無、支援方法等については毎年検討を行っているところであり、今後も引き続き検討を行っていく。</p>
	<p>(意見)当該補助金の将来的な廃止について</p> <p>福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業は、平成21年度から実施されている。補助金の金額や内容を変更してはいるものの、補助金の交付が継続されている。例えば、内閣府が公表している景気動向指数などで明確に景気が回復したと判断できる場合には、当補助金の交付を停止することについて検討されたい。</p>	<p>プレミアム付き地域商品券は、地域の実情に応じて事業内容(発行規模、プレミアム率等)が決定されている。県では市町村と連携してその発行支援を行っている。</p> <p>県財政は限られていることから、効果的・効率的な事業執行は当然求められる。</p> <p>支援の有無、支援方法等については毎年検討を行っているところであり、今後も引き続き検討を行っていく。</p>
新産業振興課		
NO.13	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	
	<p>(意見)実績報告書の充実について</p> <p>当該補助金の成果指標のうち、コーディネーター派遣件数、製品化件数、フォーラム・セミナー等の開催回数と参加者数などは、実績報告書に実績数値を記載させることが望ましい。</p> <p>補助金交付先の法人が作成する事業報告書をもって、補助対象事業の実績を把握するのであれば、実績報告書の内容を補助対象事業の実績が把握できるように作成することを依頼されたい。例えば、事業報告書には産学コーディネートプログラムの事業化件数が令和元年度で7件、累計売上金額(平成30年度まで)57.2億円との報告が行われている。当該補助金の成果である令和元年度の製品化件数13件についても累計売上金額と共に報告できないか、補助金交付先と協議し、補助金の効果検証のために有意義な情報を入手できるよう検討されたい。</p>	<p>令和3年度の実績報告において補助対象事業の実績を把握できるよう、補助金の交付先の法人に対し、補助事業に係る実績数値等の関連資料の提出を行うよう依頼を行った。</p>

NO.14	福岡県南地域産業振興事業費補助金	
	(意見)成果指標について 成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」だけではなく、バイオ関連産業の売上、バイオ関連産業の拠点数、バイオ関連産業の従事者など、補助金の目的が達成できているかどうかを判断できる指標を設定されたい。	成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した件数」だけではなく、新たな指標として「県内バイオ関連産業参画企業数」を設定した。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

企業立地課

NO.15	福岡県企業立地促進交付金	
	(意見)成果の未達成について 当交付金の成果指標のうち新規雇用計画者数は、令和元年度において、実績人数が1,132人と、目標人数の3,000人を大幅に下回っている。また平成27年度から令和元年度までの各年度の雇用者数についても集計したところ、累計雇用者数は11,822人、年平均2,364.4人ということで、目標の3,000人を下回っている。雇用者数の創出は、当交付金の重要な目標の一つである。雇用者は誘致した企業の業種や規模に左右され、目標を達成できない年度があるのはやむを得ないが、例えば5年間の累計では目標を達成できるようにするなど、企業誘致による県内の雇用者数の確保に努められたい。 また技術の進化により、拠点の自動化が進み、省人化が進むことで、一拠点当たり50人という目標が現実的ではなくなる可能性もある。指標については定期的に見直すことについても留意されたい。	雇用者数の創出について、5年間の累計目標達成に向け、引き続き戦略的な企業誘致を行っていく。 また、指標については定期的な見直しを検討する。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

観光局観光政策課

NO.16	福岡県観光推進協議会負担金	
	(意見)成果指標の設定について 当負担金は事務事業評価の対象であった。県内の延べ宿泊者数と入国外国人数だけではなく、協議会の活動に関連した、より具体的な活動指標についても、成果指標として採用することを検討されたい。 例えば、福岡県第二次観光指針において設定している、インバウンド協力店登録数や日本人旅行消費単価、HPアクセス数、SNSフォロワー数などが具体的な指標として考えられる。 協議会としてのアクションと評価を結び付けることで、その評価結果を次のアクションに繋げることができる。より具体的な評価指標を採用されたい。	令和3年度事務事業評価において、成果指標に「県の観光情報SNSフォロワー数(国内向け)(海外向け)」を追加した。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

〔各論〕 農林水産部

監査の結果及び意見		講じた措置等
農山漁村振興課		
NO.23	中山間地域等直接支払交付金	
	(意見)実施状況の確認について 交付金の交付先である市町村に対して、各農林事務所職員を確認者とする取組活動の履行等の実施状況確認を実施している。複数回確認が実施されているが、確認回数に規則性はない。交付額や交付先等の規模に応じた実施状況を確認することを検討されたい。	令和3年3月に、各農林事務所の担当者を集めた会議において、実施状況確認の水準を高めるため確認事項を徹底するとともに、交付先市町村の規模に応じて、実績報告及び概算払い請求のあった都度、実施状況を確認するよう統一を図った。

経営技術支援課後継人材育成室		
NO.24	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	
	<p>(意見) 農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について</p> <p>県は、資金の交付対象者が交付要件を満たしているかチェックリストを用いて確認したうえで、所属長が交付の決定をしているが、現行の様式では、確認を行った県担当者が明確にならない。チェックリストは、金銭を個人に支給する根拠となる重要な手続きであり、担当者を明確にする必要があると考える。</p>	<p>チェックリストは国の様式であることから、チェックリストと併せて作成する別様式の審査表の中に、確認日及び確認者の欄を設けた。</p>
水田農業振興課		
NO.29	農地集積・集約化対策事業費補助金	
	<p>(意見) 事業実施計画の評価について</p> <p>平成31年度事業実施計画において、目標とする新規借受面積を1,500ヘクタールとしていたが、令和元年度実績は224.7ヘクタールにとどまっている。団体による各年度の集積実績は平成28年度から減少傾向にあり、令和元年度における1,500ヘクタールという目標は、達成が難しいことが想定される。実施計画の妥当性については、目標達成に向けた団体の取組事項の具体性・実現可能性、過去の実績等の検討に基づき慎重に判断できるよう、計画策定前に農業関係団体等への意見聴取等審査の強化を構築されたい。</p>	<p>審査の強化に向けた措置として、令和3年度から(公財)福岡県農業振興推進機構(以下「推進機構」)やJA中央会などの関係団体、県庁関係機関で構成する農地中間管理事業推進会議において、推進機構への集積面積の拡大に向けた推進方針について意見聴取を行うこととし、本会議での意見を踏まえ、推進機構が作成する計画の妥当性について審査を行うこととした。</p> <p>また、実施計画の目標の妥当性について検討を行い、令和2年度から新規借受面積の目標を1,100haに見直した。</p>
林業振興課		
NO.34	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策(木材産業等競争力強化対策事業)	
	<p>(指摘) 交付申請の審査について</p> <p>交付申請における事業計画では、事業費を借入により賄うこととしているが、それを挙証する添付資料では自己資金を充当する前提となっており内容が整合していない。審査の過程で不足する情報または不整合が検出された場合には、計画の修正や、追加情報の提供等を確実に実施されたい。</p>	<p>令和3年4月の担当者会議において、補助金事務を担当する職員に対して、本件の情報を共有し、提出資料の記載内容の確認を徹底するとともに、申請書の内容に不備や不足があった場合は、書類の補正や追加資料の提出を確実にを行うよう指導を行った。</p>
NO.36	福岡県荒廃森林整備事業交付金	
	<p>(意見) 補助金の申請額の根拠となる資料について</p> <p>実績報告書において当該申請額の根拠となる資料が添付されているが、要綱で定められた様式においてこのような資料は「関連資料」と記載されている。また、履行確認時に作成される検査調書において「関係書類も整備されており良好」などの記載にとどまっており、具体的にどのような確認が行われたかの記載がない。</p> <p>交付金の申請額の根拠となる資料については、履行確認時に確認した資料名を具体的に記載し、交付金額が正当な金額であることを明確にするよう改められたい。</p> <p>また、履行確認時の資料閲覧で補助額の根拠として問題がないのであれば、実績報告書に添付が必要な資料は真に必要な最小限度に統一し、市町村の事務負担軽減を図られたい。</p>	<p>令和3年3月に、各農林事務所に対し、</p> <p>①履行確認時に農林事務所が作成する「補助事業等完了確認調書」に、確認した根拠資料を記載すること、</p> <p>②実績報告書の添付書類を必要最低限に統一するため、「実績報告書添付書類チェックリスト」を作成することを通知した。併せて市町村に対して周知を行い、事務処理の改善を図った。</p>

[各論] 県土整備部

監査の結果及び意見		講じた措置等
河川整備課		
NO.57	都市基盤河川改修事業補助金	
	<p>(指摘) 実績報告書の提出日について</p> <p>交付要綱に定める期限(事業完了後30日以内)を超過して実績報告書の提出がされている。国の交付要綱に準じて、6月の提出を容認しているとしているものであったが県の実績報告書を見直すべきではないか。</p>	<p>都市基盤河川改修事業補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告の提出期限を国と同様、「6月末日まで繰り下げることができる」ことを明記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱改正通知日: 令和3年3月12日 ・施行年月日: 令和3年4月1日 <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
砂防課		
NO.58	福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金	
	<p>(指摘) 変更申請の承認時期について</p> <p>一部の市町村が県への変更申請を行わないまま工事業者との変更契約を締結し、工事完了後に県に変更申請を行い、県はその変更申請の承認を行っている。県は、変更契約の締結前に変更申請が必要である旨の指導を行うべきである。</p>	<p>令和3年4月に変更契約の締結前に変更申請が必要である旨の資料を作成し市町村に発出し、指導を行った。</p>
	<p>(意見) 変更申請に係る規程の明確化について</p> <p>一部の市町村は、当初申請の実施期日後に期日の変更延長申請を行っている。補助金交付要綱には延長に係る記載がなく、別途、変更申請に係る規程も存在しない。県は、延長に係る変更申請の提出期限を当初の期限内とすることを明示するため、規程にて明確化することが望ましい。</p>	<p>変更申請の提出期限について明確にするため、令和3年12月に福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱を改正した。</p>
	<p>(意見) 交付申請の提出部署について</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書を知事に提出する必要があるが、提出先が県土整備事務所又は砂防課となっているため、提出先の統一を検討することが望ましい。</p>	<p>令和3年度から交付申請書の提出先を県土整備事務所とすることとし、令和3年4月に市町村に対し周知した。</p>
No.59	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	
	<p>(指摘) 補助金交付要綱と事務手続の乖離について</p> <p>補助金交付要綱の条文において、「建設大臣」との記載が残っており、国の最新の組織体制に係る文言の修正が行われていない。また、要綱で定める様式とは異なる様式を用いて事務手続が行われている。交付要綱について、現状の事務手続に即した見直しを図る必要がある。</p>	<p>福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱について、国の組織体制に係る文言や申請資料の名称について見直しを行い、令和4年3月に要綱を改正した。</p>

水資源対策課水道整備室

NO.62	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	
	<p>(意見)耐震化率の達成状況について</p> <p>補助金の目標は、水道基幹管路の耐震化率であり、平成30年度における耐震化率は38.8%となっている。平成27年度は35.2%であり、4年間で3.6%の上昇である。令和4年度までに47%の耐震化率を達成することが当補助金の目標として設定されているが、現在のペースであれば、達成は困難である。県の目標である47%は最低限達成すべき目標であり、可能な限り、50%の達成に向けて努力することが望ましい。</p>	<p>県内水道事業者及び用水供給事業者に対し、会議・協議の場や水道法に基づく立入検査等の機会を通じて、耐震化計画の策定を行い、基幹管路の耐震化を計画的に行うよう助言していく。今年度は13事業者の立入検査を計画しており、9月時点では3事業者に対して立入検査の際に助言を行った。</p> <p>また、国の交付金制度を活用し、水道事業者等が行う耐震化事業に対する財政支援を行い、耐震化対策を進めていく。R3年度は新たに6事業者が施設の耐震化を行う事業を開始した。</p>
	<p>(意見)予算書の提出について</p> <p>補助金の申請書添付資料として歳入歳出予算書の提出を求めているのは、補助金対象事業が、予算措置されているかの確認のためである。</p> <p>しかし、複数の事業者が事業者全体の予算書を提出し、補助事業の事業は、全体の予算書に含まれているため、提出された予算書を閲覧しても、補助金の対象となる事業が、予算措置されているか確認できなかった。</p> <p>また、当補助金の実績報告書の添付資料として歳入歳出決算(見込み)書の提出が求められているのは、報告された事業が実際に行われ、報告された事業費が決算書にも計上されていることを確認するためである。</p> <p>しかしながら、複数の事業者が事業者全体の歳入歳出決算書を提出していた。補助事業の事業費は全体の決算書に含まれているため、提出された決算書を閲覧しても、実績報告書に記載されている補助事業が実施されたか、事業費が支出されたか確認することができなかった。</p> <p>事業者から提出された予算書のみでは、補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を要望されたい。</p> <p>歳入歳出決算(見込み)書は、事業の実績を確認し、補助金を確定するためには必要な資料である。しかし、事業者の歳入歳出決算書では、補助対象事業の支出を確認することができない。抜粋資料を提出していない事業者に対し、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するように要望されたい。</p>	<p>補助対象事業の支出を確認するため、令和2年度の事業報告において、水道事業者及び用水供給事業者の歳入歳出決算(見込み)書ばかりでなく、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するよう依頼し、内容の確認を行った。</p> <p>また、令和3年度事業申請書において、水道事業者及び用水供給事業者から提出される予算書のみでは補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合は、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を求め、確認を行った。</p>

〔各論〕 建築都市部

監査の結果及び意見		講じた措置等
都市計画課		
NO.48	市街地再開発事業費補助金	
	<p>(意見)社会資本総合整備計画の目標設定について</p> <p>市街地再開発事業の目的として、木造建造物が密集しており、防災性能が低い市街地を再開発することで、都市機能を更新し、都市防災を向上することを掲げているのであるから、社会資本総合整備計画の目標についても、都市防災などの公益性を考慮した目標の設定が必要である。</p>	<p>再開発事業において、都市防災などの公益性は重要と認識しており、例えば、小倉駅前南口東地区では非常時における避難路の整備を行い、JR久留米駅第二街区においては、非常時における帰宅困難者のために集会所を設けるようにしている。</p> <p>これらのように、地区における従前の建築物の構造、道路新設・拡幅の必要性、付近における避難路や避難所の有無等の事業箇所ごとの事情を踏まえ、都市防災などの公益性を考慮した指標を設定できるように検討することとした。</p>
	<p>(意見)事業の目標未達成について</p> <p>居住者の増加や交通量の増加などを予測する際には、複数のパターンを予測し、いずれかのパターンを採用することとなる。当時の資料はすでに保存期限が過ぎており、どのように目標値を設定したのかは不明であったが、予測の際には、合理的な理由がない限り、人口の減少予測に基づいた最も厳しいパターンを採用すべきである。また事業評価の結果、未達成の状況があれば、次の整備計画に反省を生かし、過度な再開発とならないように留意されたい。</p>	<p>再開発事業において、人口にかかる目標を設定するには、地域の実情や需要に応じたシミュレーション、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値などを参考とし、そのうえで他地域の事例を収集し、地元市町村と協議を行って事業後の指標となる数値が過分とならないようにすることとした。また、小倉駅前南口東地区における未達成の数値については、原因を分析し、次の計画が過度な再開発とならないようにすることとした。</p>
住宅計画課		
NO.47	住宅新築資金等貸付助成費	
	<p>(意見)住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について</p> <p>各起債の支払利子は申請書類の「算出基礎」で把握することができる。また各起債の年度別の利子所要額も「利子補給金歳出表」で把握することができる。前年度の決算書や予算書がなくとも、事業の実施可能性は十分に確認できると思われる。前年度の決算書や予算書などの添付書類の省略について検討されたい。</p>	<p>指摘のとおり、前年度の決算書や予算書がなくとも事業の実施可能性は確認できるため、令和2年度分より当該書類の添付については省略した。</p>
	<p>(意見)住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について</p> <p>実績報告書には、補助対象事業区別に対象支払額と支払額に対する補助金額を記載した補助金精算調書と市町村の決算数値を記載する決算内訳書が参考資料として添付されている。一部の市町村で「その他国土交通大臣が必要と認める経費」について、補助金精算調書には記載するものの、決算内訳書には記載していないことが判明した。「その他国土交通大臣が必要と認める経費」の重要な根拠であり、市町村の財政負担が発生した年度に経理的な処理を行い、決算内訳書に記載することが望ましい。市町村の財政負担発生年度に経理的な処理を行わないのであれば、いつ、どのような経理的な処理を行うのか、その予定について文書を入力することが望ましい。</p>	<p>県としては、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」を含めた補助金について、ヒアリング等にて確認を行い、補助金の用途を把握していた。</p> <p>しかしながら、経理的な処理を行い、補助金精算調書と一致する決算内訳書を提出することが望ましいことから、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」を決算内訳書に記載するよう文書等にて令和2年9月に各市町村に指導を行った。令和3年度以降も決算内訳書に記載していない市町村に対しては指導を行うこととする。</p>

〔各論〕 教育庁

監査の結果及び意見	講じた措置等
文化財保護課	
NO.56 福岡県文化財保護事業補助金	
<p>(意見) 添付書類の原本証明について</p> <p>当補助金の申請書には収支予算書が、実績報告書には収支決算書が添付されており、「上記のとおり相違ありません」との市町村長名による証明の文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。</p> <p>このような証明の文章と押印は、必ずしも添付資料の正確性や真実性を担保するものではないが、その証明と押印のための手続には時間と費用がかかっており、効率的な行政を阻害する一因となっている。</p> <p>実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式によるので、要綱を改正し、証明印を削除した様式とされたい。また、市町村の条例や規則等に基づかない限り、添付資料に不要な証明の文章を記載し、市町村長印を押印することは避けるように、各市町村に注意喚起されたい。当然ながら、証明の文章がない事や押印がない事をもって、書類の再提出を県が要望することがないように注意されたい。</p>	<p>令和3年度末に福岡県文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正を行い、収支予算書及び収支決算書の証明欄を廃止した。</p> <p>なお、要綱改正について各市町村に通知を行った。</p> <p>また、添付資料の証明については、各市町村に不要であることを周知した。</p>